

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(V-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標V-4-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4:失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと					担当部局名	職業安定局雇用保険課 職業安定局首席職業指導官室	作成責任者名	雇用保険課長 尾田 進 首席職業指導官 澤口 浩司																																		
施策の概要	<p>【雇用保険制度について】 ○ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。</p> <p>求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:労働者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付:労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要な給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために支給するもの 根拠法令:雇用保険法第10条等</p> <p>【最近の制度改正】 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号)では、育児休業の分割取得に係る育児休業給付金の改正や出生時育児休業給付金の創設等を行った(いずれも令和4年10月1日施行)。</p> <p>○ 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)では、失業等給付に係る暫定措置の継続や、令和4年度における暫定的な雇用保険料率の設定、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行った。</p>																																										
施策実現のための背景・課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 95%;">求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 95%;">雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付等を適正に給付することが重要である。</td> </tr> </table>									1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付等を適正に給付することが重要である。																														
1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。																																										
2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付等を適正に給付することが重要である。																																										
各課題に対応した達成目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">達成目標/課題との対応関係</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">達成目標の設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">目標1 (課題1)</td> <td style="width: 95%;">求職者の早期の再就職を支援すること</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5">雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">目標2 (課題2)</td> <td style="width: 95%;">雇用保険の給付を適正に行うこと</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5">雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付等の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。</td> </tr> </tbody> </table>									達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること						雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。					目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと						雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付等の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。				
達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由																																						
目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること						雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。																																				
目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと						雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付等の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。																																				
達成目標1について																																											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)	年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																	
①	雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)(アウトカム)	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)	年度ごとの実績値	測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																				
		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度																																		
(1)	達成手段1 (開始年度)	令和2年度	令和3度	令和4年度	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号																																	
		予算額	予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号																																						
(1)	失業等給付費等 (昭和49年度)	21,479億円	21,215億円	21,207億円	1.2	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。 失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					2022-厚労-21-0671																																
		20,426億円	19,654億円	31.1億円	1	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体験的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					2022-厚労-21-0574																																
(2)	再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	37.0億円	31.0億円	27.1億円	28.7億円																																						

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
②	不正受給の件数(アウトカム)			前年度(3,663件)以下	毎年度	3,364件	3,032件	3,786件	4,367件	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成28年度実績:4,243件、平成29年度実績:3,663件	不正受給の件数が前年度以下となることを目標値として設定した。		
(参考)指標				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		失業等給付関係収支状況は、雇用情勢に大きく影響を受けるものであり、一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、その状況を知ることは雇用保険制度を安定的に運営する上で重要な指標である。			
3	失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)	11,242億円	11,386億円	11,796億円	29,504億円					(参考) 【収入額】平成28年度実績15,117億円、平成29年度実績10,881億円			
4	失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)	17,155億円	18,148億円	21,828億円	21,176億円					【支出額】平成28年度実績16,311億円、平成29年度実績16,402億円			
5	失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)	51,632億円	44,871億円	20,887億円	14,770億円					【積立金残高】平成28年度実績63,066億円、平成29年度実績57,545億			
達成手段2 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	失業等給付費等 (昭和49年度)(再掲)	21,479億円 20,426億円	21,215億円 19,654億円	21,207億円	1.2	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。 失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。							2022-厚労-21-0671
(4)	雇用保険活用援助事業費 (平成7年度)	3.0億円 3.0億円	2.9億円 2.8億円	2.8億円	2	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。 中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解を得られていない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていくことが必要である。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。							2022-厚労-21-0672
施策の予算額(千円)		令和2年度 2,151,880,508			令和3年度 2,292,860,473			令和4年度 2,124,059,213		政策評価実施予定期	令和6年度		
施策の執行額(千円)		2,045,571,265			1,968,506,067								
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日	関係部分(概要・記載箇所)					
		-					-	-					